

**既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び
消費者保護の充実に関する小委員会におけるとりまとめ案に関する意見募集について**

令和2年12月16日

国土交通省住宅局

国土交通省では、社会資本整備審議会住宅宅地分科会及び建築分科会のもとに、「既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会」を設置し、良質な住宅ストックの形成及び円滑な取引環境の整備等のために長期優良住宅制度、住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保履行制度について検討することを目的として、令和2年10月より議論を行ってまいりました。

この「とりまとめ案」は、これらの議論を踏まえ、「良質な住宅ストックの形成」、「円滑な取引環境の整備」、「住宅紛争処理制度等の消費者保護の充実」等の今後の方向性についてとりまとめたものです。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会とりまとめ案

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載する。

3. 意見募集期間

令和2年12月16日（水）から令和3年1月15日（金）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

②電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-seisanka-public_atmark_gxb.mlit.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

③FAX の場合

FAX 番号：03-5253-1629

国土交通省住宅局住宅生産課 意見募集担当あて

④郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線 39421、39448）

(意見提出様式)

国土交通省住宅局住宅生産課 意見募集担当あて

既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び
消費者保護の充実に関する小委員会におけるとりまとめ案に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見

(該当箇所)

(意見)